

マージン率等に係る情報提供について

松本建設株式会社
許可番号 派16—300212

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

- (1) 派遣労働者の数 … 2人 (令和3年10月1日現在)
- (2) 派遣先の数 … 2事業所 (令和3年6月1日現在)
- (3) マージン率 … 38.2% (R2. 7. 1 ~ R3. 6.30)
- (4) 労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当り) … 33,787円
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当り) … 20,865円
- (6) 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している
協定の対象となる派遣労働者の範囲 (建築・土木・測量技術者)
協定の有効期間の終期 … 令和4年3月31日
- (7) キャリアアップに資する教育訓練に関する事項 (教育訓練計画)

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	実施時間	費用負担	賃金
測量に関する訓練	1年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	8時間	無償	有給
施工図作成訓練	2年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	8時間	無償	有給
積算・施工計画書 作成訓練	3年目の派遣労働者	OFF-JT	弊社	8時間	無償	有給

- (8) キャリアコンサルティング相談窓口
連絡先 相談窓口 管理部
電話番号 (0763) 33—5185
- (9) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練費、福利厚生費、交通費等の
雇用経費 並びに 運営経費を 含んだものです。